区の世帯と人口(3月1日現在)

＊住民基本台帳による

世帯	13万9015	(＋ 13)
人口	25万8432	(－ 14)
男	12万9015	(－ 24)
女	12万9417	(＋ 10)

＊( )内は前月比

事前の手続が必要です
郵便等投票・代理記載制度等

4月26日（日）執行の墨田区議会議員選挙・墨田区長選挙では、次の制度等が利用できます。

■郵便等投票・代理記載制度

重度の障害等（表1）があり、投票日に投票所へ行くことが困難な方は、郵便等による不在者投票ができます。また、郵便等投票の対象者のうち、一定の障害（表2）があるため、自ら投票の記載をすることが困難と認められた方は、事前に選挙管理委員会に届出をした代理記載者（選挙権がある方のみ）の代筆による投票ができます。これらの制度を利用する場合は、早めの手続をお願いします。

【申込み】事前に問合せ先へ

■郵便等投票対象者（表1）

区分	障害等の種類・程度
身体障害者手帳	▶両下肢、体幹、移動機能＝1級、2級 ▶心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸＝1級、3級 ▶免疫、肝臓＝1級～3級
戦傷病者手帳	▶両下肢、体幹＝特別項症～第2項症 ▶心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓＝特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	▶要介護状態区分＝要介護5

■代理記載制度対象者（表2）

＊表1の対象者のうち、次のいずれかに該当する方

区分	障害等の種類・程度
身体障害者手帳	▶上肢、視覚＝1級
戦傷病者手帳	▶上肢、視覚＝特別項症～第2項症

■点字シール付き投票所入場整理券の送付

区内在住で選挙権がある視覚障害者の方を対象に、投票所入場整理券を入れた封書に点字シールを貼って郵送します。

【申込み】住所・氏名・電話番号を直接または電話、ファクス、Eメールで4月3日までに問合せ先へ ＊前回の選挙で利用された方は申込不要

【問合せ】選挙管理委員会事務局（区役所12階）☎5608―6320・FAX5608―6412・✉SENKAN@city.sumida.lg.jp

すみだの魅力あふれる商品・メニューが選ばれました
「すみだモダン2014」発表会・展示会

【とき／ところ】▼発表会＝3月26日（木）午後1時～5時／本所地域プラザ（本所1―13―4） ▼展示会＝3月27日（金）～4月24日（金）午前11時～午後8時／cotomonomic hiatTOKYO（港区南青山5―2―16） ＊展示会は、火・水曜日を除く **【入場料】**無料 **【申込み】**期間中、直接会場へ **【問合せ】**産業経済課産業振興担当☎5608―6188

3月29日（日）、4月5日（日）の区役所臨時窓口開設

[開設時間]午前9時～午後5時 **[取扱業務等]**下表のとおり

階	担当課	取扱業務・問合せ先
1階	窓口課	▶住民の異動に関すること、印鑑登録に関すること＝窓口課住民異動係 ☎5608－6105 ▶住民票・戸籍の証明に関すること、印鑑証明に関すること＝窓口課証明係 ☎5608－6104 ▶戸籍届出の相談＝窓口課戸籍係 ☎5608－6107 ＊詳しくは、各担当にお問い合わせください。
2階	国保年金課	▶国民健康保険の資格取得・喪失の届出、国民健康保険被保険者証の再交付＝国保年金課こくほ資格係 ☎5608－6122 ▶国民健康保険料の納付＝国保年金課こくほ保険料係 ☎5608－6125
	税務課	▶特別区民税・都民税の納付＝税務課税務係 ☎5608－6140 ▶軽自動車税の納付＝税務課税務係 ☎5608－6134 ▶特別区民税・都民税の課税（非課税）証明書等の交付＝税務課税務係 ☎5608－6008 ▶特別区民税・都民税の納付相談＝税務課納税係 ☎5608－6142
4階	子育て支援課	▶㊛・㊟医療証の交付、児童手当の申請相談＝子育て支援課児童手当・医療助成係 ☎5608－6160

㊟他の区市町村や関係機関への確認等を必要とする手続については、取り扱うことができない場合もあります。詳しくは、あらかじめ平日の業務時間中（午前8時半～午後5時）に各担当へお問い合わせください。

㊟税証明書は、未申告の場合、交付できません。また、納税証明書には、最近1か月以内の納税額が反映されていない場合がありますが、領収書（コピー不可）をお持ちいただければ、証明書に反映できます。

身体障害者向け「スイーツデコ教室」（全2回）

[とき]4月23日(木)・30日（木）午前10時～正午 **[ところ]**すみだ福祉保健センター（向島3－36－7） **[対象]**区内在住の18歳以上で身体に障害のある方 **[定員]**15人（抽選） **[費用]**800円(教材費) **[申込み]**講座名・住所・氏名・ファクス番号を直接または電話、ファクスで3月27日までに、すみだ福祉保健センター ☎5608－3723・FAX5608－3720へ ＊申込時に手話通訳・磁気ループの希望可

都市計画決定図書

この度、「都市再開発の方針」と「住宅市街地の開発整備の方針」の変更が都市計画決定されました。この決定内容を記載した都市計画決定図書をご覧になれます。

[閲覧場所]都市計画課（区役所9階）、都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（新宿区西新宿2－8－1第二本庁舎21階） **[問合せ]**都市計画課都市計画・開発調整担当 ☎5608－6265

電子申請サービス

電子申請サービスは、「東京電子自治体共同運営サービス」を利用し、インターネット上で区への申請・届出等が行えるサービスです。このサービスが4月1日から新システムに移行することに伴い、画面表示や操作方法などが刷新されます。現行の電子申請サービスを利用している方も、新システムへの移行後、IDを再度取得する必要がありますので、ご注意ください。

[問合せ]情報システム担当 ☎5608－6224

介護支援ボランティア・ポイント制度

「介護支援ボランティア・ポイント制度」では、ボランティアとして登録後、区内の特別養護老人ホームなどでボランティア活動を行うと、1時間当たり1ポイント（週2ポイントが上限）が付与されます。そして、年度ごとに、そのポイントに応じた活動交付金（上限額1万円）を受け取ることができます。

[対象]区内在住の65歳以上で、介護サービスを受けていない方 **[制度に関するチラシ等の配布場所]**介護保険課（区役所4階）、区内の特別養護老人ホーム・介護老人保健施設等 **[問合せ]**介護保険課管理・計画担当 ☎5608－6924

受験生チャレンジ支援事業

受験生チャレンジ支援事業では、中学校3年生、高校3年生等の進学を支援するため、一定の所得以下の保護者に、学習塾などの費用と受験費用をお貸しします（入学した場合などは返済が免除されます）。この事業の27年度分の受付を、4月1日から開始します。

[対象]次のすべての要件を満たす生計中心者▶4月1日現在で中学校3年生または高校3年生、それらに準ずる子ども（高卒認定合格者、中学校・高校既卒者）を養育している ▶生計中心者の課税所得または総収入金額が一定基準以下である ＊ほかにも要件あり **[貸付限度額]**▶学習塾等受講料＝20万円 ▶高校受験料＝2万7400円 ▶大学受験料＝10万5000円 **[問合せ]**厚生課厚生係 ☎5608－6151 ＊申込方法などの詳細は、厚生課（区役所3階）で配布中のパンフレット、または区ホームページを参照 ＊4月8日～5月27日の毎週水曜日は受付窓口を午後7時まで延長（祝日を除く）

広告 ケーブルテレビもネットも電話もまとめてお得に。ご相談は地元のJ:COMすみだ・台東へ ☎0120-999-000(9:00～21:00)